

低所得世帯向け



助成上限額
10万円

エアコンの 購入費を助成

☀️ 対象世帯

東久留米市に住民登録があり、
自宅にエアコンが1台もない又は
故障等により使用できるエアコンが1台もない
世帯で、令和7年度または令和8年度において
下記①~③のいずれかに該当する世帯

- ① 世帯員全員が**住民税非課税**
- ② 世帯員全員が**住民税均等割のみ課税**
- ③ **児童扶養手当**を受給中

※生活保護世帯の方は担当ケースワーカーにご相談ください。

☀️ 対象製品

- ▶ 店舗・事業者から購入し、**自宅に取り付けるエアコン**
- ▶ 助成上限額を越える金額の商品も対象となります。
- ▶ ただし上限額を越えた額は購入者の自己負担となります。
- ▶ ご自宅の構造上、壁や窓枠にエアコンを取り付けることができない場合は、移動式のエアコンも対象となります。

⚠️ 注意事項

- 購入前に申請と訪問調査を受けていただく必要があります。
 - 交付決定前に購入したエアコンは対象外です。
 - 事業用のエアコンは対象外です。
 - 申請者自身(業者や事業者以外)で設置工事を行った場合の設置費用は対象外です。
 - 販売店の延長保証料は助成対象外です。
 - 賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に家主等に、エアコン設置について許可をとってください。
- ▶ 購入費の負担が難しい場合には、ご相談ください。

☀️ 申請方法

助成を希望される場合、下記①~③のいずれかの方法で申請してください。

- ① 窓口申請 令和8年10月30日(金)まで
- ② 郵送申請 令和8年10月31日(土)※消印有効

申請書は 相談支援係 窓口で配布しています。
市のホームページからもダウンロードできます。

給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐欺」にご注意ください。

- ③ 電子申請
令和8年10月31日(土)まで

申請はこちら▶▶▶

※パソコン・スマートフォン
から申請ができます

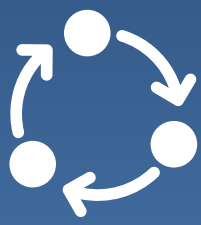


市ホームページ

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市役所2階 福祉総務課相談支援係

☎️ 042-470-7749

■受付時間
平日9時00分~17時00分
(12時~13時を除く)



申請からエアコン購入費の 助成(振込)までの流れ



1 申し込み

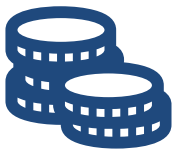
「申請書」に必要事項を記入し、
窓口、郵送、オンラインのいずれかで申請してください。



2 エアコン設置状況の確認

- ▶ 申請受付後、担当者から申請書に記載いただいた電話番号へご連絡し、訪問日時を決定します。
- ▶ お約束した日に訪問調査員がご自宅を訪問し、設置状況などを確認します。

※故障しているエアコンについては、その場で動作確認を行います。
リモコンの電池等は訪問までに予めご準備ください。
※訪問時は、ご自宅の全ての部屋について確認します。



3 助成対象決定

助成対象世帯として決定後、決定通知書をご自宅へ郵送します。
この通知だけでは助成金は振り込まれません。
購入後の請求申請が必要です。



4 エアコンの購入・設置

- ▶ 販売店・事業所から、エアコンを購入してください。
- ▶ 購入費の領収書や設置状況の分かる書類等をもらってください。



5 請求書類等の提出

助成金請求書(3に同封)及び領収書や設置状況の分かる書類(写真等)を揃えて市へ提出してください。
※エアコンを購入後、速やかに提出してください。



6 助成金受取

- ▶ 助成金交付額確定通知書をお送りします。
- ▶ 通知後に指定の口座へ振り込み手続きをします。

※請求書類が市に届いてから振込までは、申請状況により時間がかかる場合があります